

政策提案特別委員会記録

令和 7 年 6 月 1 8 日

【開催日】 令和7年6月18日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時～午後4時20分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	中岡 英二
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	山田 伸幸	委員	吉永 美子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

福祉部長	尾山 貴子	福祉部次長兼高齢福祉課長	田尾 忠久
福祉部次長兼子育て支援課長	石田 恵子	障害福祉課長	池田 哲也
障害福祉課課長補佐	松本 啓嗣	障害福祉課障害福祉係長	幸池 百子
障害福祉課障害福祉係主任	藏本 優	障害福祉課主査兼障害支援係長	古谷 直美
子育て支援課課長補佐	野原 崇史	子育て支援課こども家庭センター主査（統括指導員）	山本 真由実
子育て支援課子育て支援係長	藤田 浩子	子育て支援課保育係長	神田 陽子

【事務局出席者】

局長	石田 隆	局次長	中村 潤之介
----	------	-----	--------

【審査内容】

- 1 障害を持つ子供や家庭への支援について
- 2 その他

午後3時 開会

大井淳一朗委員長 ただいまより、政策提案特別委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。本日の付議事項は、障害を持つ子供や

家庭への支援についてです。当委員会では、子供のインクルーシブに関する条例制定について鋭意検討しているところですが、前回の教育委員会に引き続きまして、今回は、主に障害福祉課と子育て支援課から市の現状についてお伺いしたいと思います。まずは、お手元にあります資料に従って御説明いただき、委員からこの資料に関して質問していただければと思います。それでは、執行部から説明をお願いしたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　それでは、お配りしております資料の御説明をさせていただきます。今回お示ししております資料の内容についてですが、昨年度末、令和7年3月に策定しました第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画を基に、配慮が必要な子供とその家庭への支援に関連する子育て支援課分、障害福祉課分の事業と事業内容を併せて記載しております。説明は以上となります。よろしくお願いします。

大井淳一郎委員長　簡単にこの中身について説明をお願いしたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　記載されております内容について、簡単に御説明させていただきます。具体的な取組としましては、①相談体制の充実、②障がいをもつ子どもやその家庭への支援ということで取り組んでおります。実施事業としまして、①の相談体制の充実につきましては、こども家庭センターによる相談事業、要保護児童対策地域協議会の強化、養育支援訪問事業の3点となっております。次に、②の障がいをもつ子どもやその家庭への支援ということで、誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業、公立保育所看護師配置事業、ことばの教室（幼児部）運営事業、特別児童扶養手当支給事業、ここまでの子育て支援課の所管になります。その後、特別障害者手当等給付事業、障害児通所給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、小児慢性特定疾病児支援事業、難聴児補聴器購入費等助成事業、育成医療給付事業が障害福祉課分となっております。それでは、事業内容について簡単に御説明します。まず、こども家庭センターによる相談事業についてですが、母子保健と児童福

社が連携して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施しております。保健師等が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。また、子育てに関する悩みや児童虐待等の支援が必要な家庭に対する様々な問題に対応しております。続きまして、要保護児童対策地域協議会の強化についてです。要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止、発達障害児の療育及び家庭への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携の強化を図ります。続いて、養育支援訪問事業になります。乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が専門的相談支援を実施しております。次に、誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業になります。私立保育所において、誰もが等しく育ち学び遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援するものになっております。裏面に行っていただきまして、公立保育所看護師配置事業になります。これは公立保育所に看護師を配置いたしまして、医療的ケア児の受入体制を整備しております。次に、ことばの教室（幼児部）運営事業になります。言葉の遅れや発音等が気になる未就学児の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設している「ことばの教室幼児部」で言語指導を行っております。次に、特別児童扶養手当支給事業になります。20歳未満の障害を持っているお子さんがいる家庭の父、母または養育者に対して、特別児童扶養手当を支給するものになります。

池田障害福祉課長 それでは、ここから障害福祉課が所管する事業につきまして御説明させていただきます。特別障害者手当等給付事業についてです。日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児で、障害の程度が国の基準を満たす者に対しまして手当を支給します。続きまして、障害児通所給付事業です。障害児相談支援の内容を基に、障害児通所支援、児童発達支援、放課後デイサービス等の提供を行います。続きまし

て、重度心身障害者医療費助成事業についてです。重度心身障害者に対して、医療費（保険適用の自己負担分）を助成します。この公費助成は、山口県と山陽小野田市の共同で行われています。このうち山口県では、通院は1診療科において500円、入院は2,000円の自己負担が1か月あたりに必要な制度としていますが、山陽小野田市では、これについて市が全額助成し、自己負担は無料となっております。続きまして、小児慢性特定疾病児支援事業です。小児慢性特定疾病児に、日常生活用具を給付します。児童福祉法に規定します医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活用具を給付することによりまして、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業となっております。また、こちらは山口県の事業の補助対象となっております。続きまして、難聴児補聴器購入費等助成事業です。補装具費支給制度の補完的措置として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中度等の難聴児に対して、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成します。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給制度の補完的措置として、新たに補聴器を購入する費用や修理にかかる費用の一部を助成する事業です。また、こちらも山口県の事業の補助対象事業となっております。最後に、育成医療給付事業です。18歳未満の身体に障害がある児童、または医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児童に対して、医療費を給付します。説明は以上になります。

大井淳一郎委員長 はい、ありがとうございました。お手元にあります資料に沿って皆さんから質疑を受けます。具体的な取組として、①相談体制の充実、②障がいをもつ子どもやその家庭への支援となっておりますので、まずは主に3事業について説明していただきました①の相談体制の充実について、皆さんから質疑を受けたいと思います。

山田伸幸委員 障害の「害」が平仮名の部分もあるし、漢字の部分もあります

けれど、本市としてはどのように使い分けをしておられるのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 きらきらプランにも記載しているところですが、この表記につきましては、障害という言葉が人や人の状態を表す場合にのみ平仮名にしており、それ以外に国や法令及び地方公共団体の条例等の名称等で使われている用語のほか、施設名、法人名、団体名などの固有名詞については漢字という形で使い分けをしております。

山田伸幸委員 次に、実施事業の中の相談体制の充実で、2番目に要保護児童対策地域協議会とあるんですが、地域協議会というからには何か所があるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 地域協議会につきましては1か所です。

吉永美子委員 こども家庭センターによる相談事業は、今年度から始まったばかりですね。あとの二つはこれまで何年かされていると思うんですが、山陽小野田市における実態をお知らせいただけたらと思っています。

藤田子育て支援課子育て支援係長 実態というのは相談件数ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）令和7年4月にこども家庭センターを設置しましたが、それ以前にも家庭児童相談室をスマイルキッズの中に設置しておりましたので、その相談件数の実績を述べます。過去3年間の家庭児童相談の実績件数は、令和3年が79件、令和4年が83件、令和5年が71件となっております。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） 養育支援訪問事業の実績を述べさせていただきます。令和4年度は対象者数23件に対して訪問の延べ件数が53件、令和5年度は対象者数24件に対して訪問件数の延べ件数が55件、令和6年度はまだ確定ではありませんが、対象者数19件に対して訪問の延べ件数が32件となっております。

吉永美子委員 実態でお聞きすると、「特に支援を必要とする家庭を対象として」とあるわけで、そういった対象家庭が令和５年度は令和４年度に比べたら少し増えています。令和６年度は１２件と言われましたか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） 対象者数が１９件に対して訪問の延べ件数が３２件です。

吉永美子委員 傾向としては、特に支援を必要とする家庭を対象として保健師が専門的相談支援を行うというものじゃないですか。だから、必要とする家庭が減っている。いいことだと思うんですけど、令和６年度が１２件なんでしょ。だから令和７年度に向けても減っている……（「３２件よ」と呼ぶ者あり）１２件に対して３２件じゃないんですか。（「１９件に対して３２件」と呼ぶ者あり）１９件ですね。だから、どっちかという維持なのかな。増えることもなく、あまり減ることもなく、状況としてはそれほど変わらないということでしょうか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） 年度によって多少の増減がありますので、あまり変わらない状況が続いているのかなと思います。

山田伸幸委員 養育支援訪問事業は、今の話からすると、保健師による訪問ということなんですけれど、養育支援ということは、具体的にはどのような内容で訪問されているんでしょうか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） この養育支援訪問対象者となるにはいろいろな要因がありまして、必ずしも、ここの対象者として挙がっている対象者の要件が同じものとは限らず、いろいろあります。少し例を挙げますと、例えば、親が若年の御夫婦であるとか、御夫婦共に何らかの障害をお持ちの方で養育に少し不安があるとか、独

り親家庭であるとか、虐待歴のある御家庭とか、経済的困窮とか、そういうものが一つの要因というよりは複数の要因があって、やはりこの家庭は養育をされるに当たって少し支援したほうがいいんじゃないかという判断を基に、対象者を挙げているところです。

吉永美子委員　だから、専門的な立場から相談支援を行われたことによる効果というのはどのようなになっているんですか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員）　効果をなかなか客観的なものとして表すのが少し難しいかなとは思いますが、その御家庭がこれ以上の手厚い御支援がなくても順調に育児をしていける環境になったとか、お子さんが大きくなっていかれて、今の状況であれば頻回な訪問等はなくても、例えば年に何回かの電話での状況確認ぐらいでいい状況になったとかであれば、目安としてこれで養育支援訪問としては終了とさせていただいております。つまり、御家庭で育児をされるのにあまり大きな不安がなくなったかなと思われる状況が終了の時期かなと考えております。

吉永美子委員　だから、もう大丈夫だなという家庭もあれば、2年3年と継続して見ていかないと心配な家庭もあり、だからそのまま小学校に入学という家庭もあるということですね。そうすると今度、これは乳幼児になっているので、その引き続きはどのようなになるのでしょうか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員）　今までは、大体就学を機に家庭児童相談員に家庭の密な支援をバトンタッチしておりました。ただ、今年度からこども家庭センターになっておりますので、完全なバトンタッチというわけではなく、並走しながら、どちらが主に関わっていく方がいいと考えられる家庭なのかというところは、家庭ごとにケース・バイ・ケースで判断していくようになろうかなと思います。

山田伸幸委員 改善が認められる場合はそれでいいんですけど、そうではなくて、例えば、児相とかに引き継いでいくといったことも見受けられるのでしょうか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） ケースによってはやはり養育が御夫婦では難しいという状況があって、そこから児相に送致するということが過去にはあったかと思います。

山田伸幸委員 過去にはあったということなんですけど、近年はそういうことはないということなのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 養育から引き続きというわけではないケースもありますけれども、児童相談所に送致は近年も何件かはあります。

伊場勇委員 今の養育支援訪問事業で。特に支援を必要とする、そして支援の必要がなくなるということを、誰がどのように判断されるんですか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） 先ほど申しました若年といったように家庭環境で幾つかのハイリスクと思われる要因が重なった場合にはケース会議をその都度開きまして、この家庭が養育支援訪問対象になるかどうかを判断させていただいております。

伊場勇委員 そのケース会議というのがよく分からなくて、どういう方がどういうふうに言って——何かこう事件をいろいろと見ると、そこまではきちんといろいろな方が関わっていたのに、少し間が空いてしまって事件が起きてしまったというようなニュースを聞くことがあるんですけど、どういう人が判断されるのかを教えてください。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） こども家庭センターができるまではということになりますが、家庭児童相談員と母子保健

の担当者がそのケースの状況を把握し、情報共有して判断させていただいております。

中岡英二副委員長 ①の相談体制の充実の中で、こども家庭センターによる相談事業について、令和３年度、４年度、５年度と先ほど言われましたが、障害を持った子供のいらっしゃる家庭への相談というのは、増えているのか減っているのか、変わらないのかを教えてください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 相談の内訳の中でお子様の障害に関する相談というのは、年間では平均して１０件に満たないところではあるんですけども、年々増えているというよりは平均的にというか前後があるような形になります。また、障害を持っていることによって養護の相談というのも、大体２０件前後あるんですけども、そちらも平均してという形なので、年々増えているというわけではないと思っております。

中岡英二副委員長 養育支援訪問事業の中で、保健師が専門的な相談支援を行っているということなのですが、これは障害に対しての症状といった相談も受けているんですか。どの辺の相談を受けているのか。

山本子育て支援課こども家庭センター主査(統括支援員) 障害といいますか、保護者の方が、お子様の状況によって育児不安がすごく強いとか、専門的な相談先を求めているとか、その家庭によって状況もいろいろで違いますし、求められていることも違うかなと思っておりますので、保護者の方が求められている状況に応じて、私どもは寄り添い、そして次の相談先を紹介させていただくということになろうかと思います。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）
それでは、②の障がいをもつ子どもやその家庭への支援ということで、まずは、子育て支援課に関する事業について幾つかありますので、質問するときはこの事業についてということで指し示していただければと思

います。裏面の特別児童扶養手当支給事業までになります。

伊場勇委員 子育て支援課の担当のところで、市が独自で全部やっているわけじゃないのかなと思うんですけど、県の事業か、市の事業かを教えてください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業につきましては、県の事業になります。市でも要綱は作成しております。公立保育所看護師配置事業につきましても、県の交付要綱があり、市の実施要綱があります。ことばの教室（幼児部）運営事業については、市独自のものになります。最後の特別児童扶養手当は、国の施策となっております。

山田伸幸委員 さっきから聞いていると、保健師が随分活躍されておられるんですけど、今これらの事業に当たられている保健師は何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 ②の障がいをもつ子どもやその家庭への支援ということで、上から四つが子育て支援課分になっております。この事業につきましては、保健師がという内容の事業というよりも補助制度に近いものになります。

山田伸幸委員 こども家庭センターによる相談事業の中で、「保健師等が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援」云々とあって、支援プランの策定まで行うということで、これは複数の保健師がいないととても間に合わないんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

尾山福祉部長 この資料の②に移ったと思って回答させていただきましたが、今の御質問は①も含めてということで御回答すればよろしいですか。①、

現在でいうこども家庭センターの保健師の数ということでよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員長 はい、すみません。恐れ入ります。

山本子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員） こども家庭センターでは、現在6名の保健師による相談体制を取っております。

吉永美子委員 ことばの教室について、これを運営事業ということで市が行っているということですが、これによって子供たちにどのような効果がこれまで出ているか、事例があれば教えていただけたらと思います。

藤田子育て支援課子育て支援係長 成果が見えにくいところではあるんですけども、対象者につきましては、市内に在住するおおむね3歳から就学前までの幼児の方になります。週1回から2回程度、対象者に応じた指導になりますけども、個人個人に応じた指導をして、就学に向けての言葉の発達でありますとか、それ以外の生活の指導とかを学校内で行います。就学に向けて学校の雰囲気もお子様にとって刺激となるところになっておりますので、その辺の効果はあるかなと思っております。

吉永美子委員 これまで、どのぐらいの人数の子供たちが行っておられるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 令和5年度末の指導状況につきましては、小野田小学校で28名、厚狭小学校で10名在籍されていました。

吉永美子委員 人数を教えてくださいけど、ことばの教室によって大きく改善してきたという流れがあるという答弁を一応ください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、そのとおりです。

山田伸幸委員　ことばの教室で指導を行うのは、そういった専門の知識を持った人なんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長　ことばの教室の幼児部には、指導員を会計年度任用職員で採用しております。指導員につきましては、資格者を採用しておりますので、言語視覚士免許を有する方、保育士か幼稚園教諭免許のいずれかを有する方、これまでに障害児養育や特別支援教育の経験を有する方のいずれかの条件を満たす方になっていただいております。

山田伸幸委員　ことばの教室で、大体どれぐらいの人数を対象としていらっしゃるんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長　人数制限は特段設けてはおらないんですけれども、先ほど言いました3名の指導員が個人に合わせた指導をできる人数なので、これも先ほど申しました年度末の人数ぐらいは受入れができるようにはなっております。

笹木慶之委員　原則的なことを尋ねるんですが、この中にある「配慮が必要な子供とその家庭への支援」という定義は、誰がどのように定義をされたんですか。意味がよく分からないので尋ねます。

大井淳一郎委員長　根本的な質問になりますが、配慮が必要な子供について。こういうのはどうですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　言葉の定義ですが、先ほど御説明しましたように、養育支援もそうですし、様々な面での配慮が必要で、障害であったり家庭環境であったりいろいろな状況がありますので、そういったものを総称して「配慮」という言葉を使わせていただいております。お子様自身に配慮が必要な場合もありますし、先ほど養育支援訪問でもあ

りましたように、保護者の方に支援が必要な場合もありますので、その辺りを端的に示すために「配慮が必要な子供とその家庭の支援」とさせていただいております。

笹木慶之委員　なぜ聞くかという、そうすると全ての市民が対象になるということになりますよね。配慮という形というのは誰が配慮するのかということになることと同じように、受ける場合と行うものとの関係が出てくるわけで、その中で誰がどのように配慮してどのように受け止められるかなければ、考え方が違ってくるわけですよ。なぜそれを言うかというと、家庭への支援という、この支援という言葉はいいんですが、病気や障害の有無にかかわらず健やかな云々となっているわけです。ということは全て市に関わってくるでしょう。障害の有無にかかわらずとなっているわけやから。それをどのようにお考えかを聞きます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　基本的には冒頭申し上げましたとおり、第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画に基づいた内容を資料とさせていただきます。通常であれば、お子様と御両親共に特段問題がなければ、当然その方たちで日々生活しているんですが、何らかの要因であったり、原因といいますか要件があったりということで、配慮が必要とされるお子様、もしくはその家庭があったときに、市として、そういった方々にどういった支援をしているのかというのがこの資料になっております。

尾山福祉部長　例えばお子様に限定した場合、全ての妊産婦とお子様に対して、相談業務とか訪問業務とかについて、今でいえばこども家庭センターが全ての方に対応しております。それはまた別の事業で出てまいります。全ての方に対応しますが、その中でも、先ほど次長が申しましたように、特に配慮が必要であり、それが病気とか障害とか家庭環境とか、そういう方に限った事業を特別に出したのが、この表になると思っていただければと思います。

笹木慶之委員 あえて厄介なこと言うわけじゃないんだけど、人の生活の中では、点と線が結ばれているわけですね。いわゆる出生から始まって死亡まで行く。その中に行政が関わる仕事がいっぱいあるわけで、それに対して行政とすればそういった手当の仕事をしておられるということであえて聞いているんだけど、ただ単にそこだけを切り取って言っているわけじゃないわけ。当然、年齢的な問題や環境も含めた中で、トータルのケアをしないと社会が継続できないということもあるんじゃないですか。だからあえて聞いているわけです。あなた方の仕事は、子育て支援事業計画となっているんだけど、その中に障害福祉課と子育て支援課が入っているわけですね。二つ書いてある。さっき大井委員はちょっと待ってというような感じだったけど、あえて私が言うのは、そのことに関して、例えば、市の教育推進計画というものあるわけ。私も協議したんだけどね。ところが、その協議の内容というか協議の仕組みというのは、市の中でできているんですかということを知りたいわけ。それぞれが、それぞれの立場でつくったって意味がないわけ。トータルのケアを市としてできなければ、意味がないんじゃないかと思うわけ。だから、それとの連携がどのようになっているんですかということを知っているわけ。意味が分かりますか。だから、あなた方だけに聞くのはやばかもしれないけど、人の人生、皆つながっているわけですよ。どこでどうなるか分からないよね。だからどのような仕組みになっているんだろうかという質問です。

大井淳一郎委員長 申し訳ない。（発言する者あり）今の質問、分かりますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 本日はインクルーシブ、特に子供の関係ということで、子育て支援課分と障害福祉課分を列記させていただいております。子供に関しましては、委員がおっしゃられるように、いろいろな部分で、例えば教育委員会であったり福祉部門であったり、いろいろな関係部署等と連携して、必要な支援は当然行っていないといけない

と思っております。この2課の事業を特別に出しておりますが、この計画の中には、ほかの事業等でも教育委員会部門と連携する部分がありますので、そういったところの記載もあります。配慮が必要なお子様、そして家庭、いろいろな支援をする中で、関係部署と連携するようにしておりますし、先ほどありました要保護児童対策地域協議会のメンバーの中には教育委員会部門等々も入っていただいておりますので、そういった中で、漏れがないように、そして必要な支援がきちんと行き渡るような体制にしているつもりです。

笹木慶之委員　そこを確認しておきたかったわけで、あえて聞いたわけですが、市が連携して——ああは言っても市長は1人なんですよ。市長から皆つながっているわけ。しかし、文化……それぞれの立場が違って仕事をしているわけだけど、計画をつくるとき、あるいは実行するときには、必ずつながっていないと動かんじゃないですか。だから、あえて言っているわけ。先ほど説明があったから分かりましたが、そういう立場で事業を進めてほしいということが希望にあったんで、あえて聞いたわけです。

大井淳一郎委員長　子育て支援課担当の事業について、よろしいですか。

中岡英二副委員長　誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくりの推進事業とありますが、私立保育所において、配慮が必要なお子様がどこの私立保育園でも入れるのか、その環境づくりができているのかをお聞きします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業は、私立の保育所等で設置するインクルーシブ遊具に対しての補助になっております。

大井淳一郎委員長　多分、実績というかその辺を聞きたいんだと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　これは県が主導して始めました事業になります。令和５年度から始めまして、令和７年度までの３か年の事業となっております。本市における実施状況ですが、令和６年度に５園、今年度に予定しておりますのが３園あります。

大井淳一郎委員長　この５園と３園は、違う園と理解してよろしいでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　そのとおりです。

中岡英二副委員長　受け入れる園があるということで少し安心しました。それと、公立保育所看護師配備配置事業とありますが、公立の保育所には現在、看護師は配置されていないんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　現在、公立保育所に看護師を１名配置しております。

中岡英二副委員長　ということは、公立保育所には配慮の必要な子供たちも入園されているということですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　この公立保育所の看護師の配置事業は、令和元年度に採用して、現在も続けて雇用している状況にあります。医療的ケア児を受け入れていた時期は、令和元年度から令和５年度までで、現在は医療的ケア児の受入れはありません。

吉永美子委員　先ほど御回答があったインクルーシブの遊具に対する補助という部分で、令和６年度が５園、令和７年度が３園ということで８園ですが、私立保育所は何園あるんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長　１３園です。

吉永美子委員　そうすると、あとの５園におけるインクルーシブ遊具についてはどのようになっていますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　これにつきましては、私立の保育所全てに声かけをさせていただいております。実際に補助事業を使われる園と自前で設置される園がありまして、令和６年度が５園、令和７年度が３園、計８園が希望されているということになっています。

吉永美子委員　基本的にはもう自分のところでつけますよということで、いわゆる市として捉えておられるのは、１３園については子供たちが誰でも遊べるというところではインクルーシブ遊具がきちんと設置されているという認識を持っておられるということでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　この事業は令和５年度から始まっておりますので、既にそれ以前につけられた園もありますし、先ほど言いましたように、独自につけますという園もあります。いろいろな形で子供が遊べる遊具を設置するような流れにはなっておりますので、規模の大小あるとは思いますが、基本的にはインクルーシブ遊具は設置されているものと思っております。

笹木慶之委員　特別児童扶養手当が、障害のある２０歳未満のお子様となっているんだけど、育成医療給付事業は１８歳なわけですね。

大井淳一郎委員長　どちらを聞きたいんですか。

笹木慶之委員　どうなっているんだってその仕組みが分からないから聞いているわけ。片方は２０歳、これは今の扶養児童手当をしますよということ。ところが片方は、医療費を給付しますって、いいんですよ。なぜ年齢が違っているのかが分からないんです。どういう意味でしょうか。

大井淳一郎委員長 年齢が違う理由をお願いします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 特別児童扶養手当につきましては国の制度となっておりますので、この20歳というところは国が定めておるものになります。

笹木慶之委員 ただ、それだけですか。国が定めているということだけですか。
理由は分からないわけね。（「ああ、そうですね」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは子育て支援課分は以上としまして、特別障害者手当等給付事業から育成医療給付事業までです。

山田伸幸委員 こういった方々は無料というのがずっと頭の中にあっただんですけど、重度心身障害者医療費助成事業は山陽小野田市の独自事業として行われているということなんですか。県内のほかの市町の状況とかつかんでおられますか。

松本障害福祉課課長補佐 県内の市町は自己負担なしと存じております。

伊場勇委員 特別障害者手当等給付事業で、市の独自の分は多分重度心身障害者ですけど、全ての補助はどこがしているのか。

松本障害福祉課課長補佐 上から順番に言うと、特別障害者手当等給付事業については、国です。障害児通所給付事業については、児童福祉法に基づく通所給付事業になり、国と県に負担していただいております。重度心身障害者医療費助成事業については、先ほど申したとおり、県と市になります。小児慢性特定疾病児支援事業についても、県と市です。難聴児補聴器購入費等助成事業についても、県と市になります。最下部にあります育成医療給付事業は、障害者総合支援法に基づく医療部分の給付に

なり、国と県と市で負担しております。

吉永美子委員 特別障害者手当等給付の山陽小野田市の実態を知りたいんですけども、在宅の重度障害児がどれだけおられるんでしょうか。個人情報分からない範囲で教えてください。

古谷障害福祉課障害支援係長 この事業の給付をされている方の内訳ということで答えさせていただきたいと思います。現在46人の方が受給されておりまして、内訳は、精神障害が35人、肢体不自由が6人、身体機能、心臓などの内部障害が4人、知的と肢体の重複の方が1人となっております。

吉永美子委員 現状としては、46人の在宅におられて重度障害の子供たちということですが、これは山陽小野田市の現状としては大体もう横ばいのになっているということでしょうか。多くないほうがいいんですけど。

古谷障害福祉課障害支援係長 微増です。毎年2人か3人くらい増えています。

山田伸幸委員 国の基準を満たすものと書いてあるんですけど、具体的にどういった基準なんでしょうか。

古谷障害福祉課障害支援係長 障害の程度は、政令で定める程度というのが別表で定められております。中身としましては、具体的には視力、聴力、上下肢・体幹、精神、内部障害の5種類になっておりまして、先ほどのように重複の方もいらっしゃいます。それぞれの障害に合わせて詳しく決められております。例えば、視力であれば、両目の視力がそれぞれ0.02以下のもの、聴力であれば、両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの、上肢下肢であれば両上肢の機能に著しい障害を有するもの、また両上肢の全ての指を欠くもの、下肢であれば両下肢の用を全く廃したものの、両大腿の2分の1以上を失った

もの、体幹であれば、体幹のというふうにもいろいろ決まっております、それに基づいて作成された診断書が提出され、該当するかどうか確認して、認定しております。

山田伸幸委員 小児慢性特定疾病児支援事業で、日常生活用具と書かれています。これは言われたように、障害に応じて様々な日常生活用具があるということだと思えるんですけど、こういった生活用具をオーダーして子供たちに合わせていくことも事業に含まれるのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 小児慢性特定疾病とされた児童に対して給付される日常生活用具に関しては様々ありまして、例えば紫外線カットクリーム、ストマ、入浴補助具などがありまして、現在のところ令和4年度以降は給付がない状態です。令和3年度に1件、令和2年度に1件、令和元年度に1件、小児慢性疾病により日常生活で必要と認められた方からの申請というのは少ない状況です。日常生活用具になりますので、日常生活で必要なものを購入されて、それに対して給付するものになりますので、オーダーメイドはないかと思えます。

山田伸幸委員 難聴児補聴器購入費等助成事業で、この補聴器というのはピンからキリまでいろいろあるかと思うんですけど、どの程度まで助成されるのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 山口県と山陽小野田市と本人で費用を3分割するようなイメージです。ですので、費用が例えば9万円であれば3万円ずつ負担で、市としては6万円を給付して県から3万円補助を頂いているような事業となります。

大井淳一郎委員長 これには上限があるんじゃないですか。

蔵本障害福祉課障害福祉係主任 補聴器の基準に関しては、別途補装具という

ものがあります。その中にも補聴器というのがありまして、そちらの基準額を適用させて助成させていただくというようになっています。

大井淳一郎委員長　それが幾らですか。補装具が幾らか教えてもらえますか。

藏本障害福祉課障害福祉係主任　購入する品目によって、それぞれ基準額が設定されているのですが、手元に……（聴取不能）

大井淳一郎委員長　1例を挙げていただければ、全ては当然無理なんで。さっきの補聴器の関係で。（聴取不能）そうですね。御回答お願いします。

吉永美子委員　障害児通所給付事業についてですが、障害児相談支援とあります。この内容を基に提供を行っているということで、この障害児相談支援というところで教えてください。

松本障害福祉課課長補佐　これは障害者のサービスと同様に、介護保険でいうところのケアマネジャーに相当しますが、障害者でいえば障害福祉サービスのサービスのサービス内容のプランを作成すると。障害児でいえば、児童通所支援につきましては、同じく児童の通所給付に関するものを計画していく事業となります。

吉永美子委員　そのプラン作成によりまして、障害児通所支援の提供を行っている子供たちとはどの程度おられるんですか。

古谷障害福祉課障害支援係長　児童発達支援の実績は、令和5年度の実人数が67人、延べ人数が624人です。また、放課後等デイサービスは、令和5年度の実人数が141人、延べ人数が1,428人、延べ日数が2万3,719日です。居宅型訪問児童発達支援の実績は、令和5年度はありません。また、保育所等訪問支援の実績は、令和5年度の実人数が3人となっております。

吉永美子委員 実態としては、先ほどの難聴児、いわゆる手帳は持つほどではないけれども、軽度中度の子供たちとはどの程度おられるんですか。

藏本障害福祉課障害福祉係主任 何名ほどおられるかとは、支給の実績ということでよろしいですか。（「ああ、それで分かるのであれば」と呼ぶ者あり）令和３年度が４名、令和４年度が６名、令和５年度も６名、令和６年度が３名に助成しております。

吉永美子委員 次の育成医療給付について、医療費が給付されるということですが、所得制限はないんですか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 所得制限はあります。一定所得の水準以上の方については、対象外となっております。

吉永美子委員 現実にもその中で医療費の給付を受けておられる方というのは、実態としてどの程度あるんでしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 令和６年度につきましては１７人ほどいらっしゃいました。

吉永美子委員 傾向としてはどのような傾向でしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 令和５年度が２５人、令和４年度が３１人と、若干ですが減っております。

大井淳一郎委員長 さっきの答えが分かったんですか。どうぞ。

藏本障害福祉課障害福祉係主任 補聴器の基準額なんですけど、１例でいうと４万６，４００円という形で基準額が決まっております。

伊場勇委員 この障害を持つ子供とその家庭というんですけど、いろいろダブって事業を受けている方もいらっしゃると思うんですが、相対的に増えているんですか減っているんですか。例えば、子供は減ってはいけれども、対象になる率が上がっているとかを知りたいです。

大井淳一郎委員長 全体的な質疑に入りましょう。今までのものを含めて、傾向ですね。分かりますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 子育て支援課で言いますと、先ほどおっしゃったとおり、子供の人数はだんだん減ってはきておるものの、特別児童扶養手当でいけば受給の人数は増えておりますので、全体的には受給者が増えているかなと考えております。

古谷障害福祉課障害支援係長 障害福祉課では、障害児の給付事業において、やはり児童発達支援や放課後等デイサービスでは、利用の実績が伸びているので、利用される方は増えていると考えております。

伊場勇委員 増えていると言いますが、率を出していらっしゃるんですか。児童生徒数や子供の人数に対してどの程度かというか、パーセンテージみたいなのはないんですか。減っているんであれば今の事業でもしっかりカバーできているのかなと思うんですけど、増えているんであれば何か違う形での取組をしなければいけないのではないかなと思うので、教えてほしかったんです。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課分についてお答えします。子供の数自体は年々減ってきております。先ほど御回答させていただいたように、いろいろな件数自体は横ばいであったり、微増であったり、若干減ったりぐらいですので、実際に子供の数の割合とその対象者で見ると増えてきているというような現状はあります。ただ、それをきちんと

計算して、どれぐらいの数値かというのは出しておりません。現在、様々な事業を行っておりますが、必要な方に対する必要な支援はできていると思っておりますので、そこについて、対象者が子供の数の割合に比べて増えてはいるものの、必要な支援はしっかりできていると担当課では考えております。

吉永美子委員　やはり対象の子供がある面増えるというのは、ある意味必要な子をしっかりと吸い上げることができているということでもあると思うんです。そう考えればいいことだと思うんですけども、現状、市としては障害を持つ子供とその家庭への支援を100%できていると思っておられるんですか。まずはそれを聞きます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　100%できていると言いたい気持ちではありますが、何をもって100%かというところが少し難しいので、そこは控えます。ただ、いろいろな現場、例えば先ほどありましたことばの教室であるとか、いろいろお子様や親御さんを見る機会があったときに、こういった事業をすることの必要性というのは重々感じております。その辺りも含めてトータルで考えますと、子育て支援課分が行っている配慮が必要な子供とその家庭への支援については、今の時点では漏れなく必要な支援をしっかりできているものと考えております。

吉永美子委員　国が、いろいろなリスクを抱える方々と共生していこうということで共生社会という言葉をいろいろなところで使われておりますが、今回の子供たちの部分について、国からアンケートが来たとか今後の方向性とか、何か示されているものはないでしょうか。

尾山福祉部長　総体的なものが全部頭に入っているわけではありませんが、一つの事例として、特別な配慮が必要な児への健診というようなことで、今後そこを手厚くやっていこうという国の方針が示されて、ここにかかります経費が予算化されていくというような情報等があります。

中岡英二副委員長 給付事業などいろいろやられていると思うんですが、在宅の重症者の障害のある方以外の障害の方、配慮が必要なお子様を保育所かどこかで受け入れる体制をこれから万全な形でやっていくのか。なぜそういうことを聞くかということ、松原分校もなくなりましたし、先日の教育委員会の話の中でも、障害を持ったお子様に対して、小中学校の教室等で受け入れるという方向性が見えてきたんですが、子育ての中で障害のあるお子様を全ての保育所かどこかでの受入れ体制ができていく方向にあるのか、それとも現状維持で給付を充実させていくのか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課の保育所等について御回答させていただきます。こども家庭庁ができて、保育所等における障害児保育の推進ということで文書等も発出されております。先ほど部長からもいろいろな予算が増額されているというお話もありましたが、地方交付税措置としての金額の増額もされております。例えば保育所、公立と私立共にですが、障害児であるとか、医療的ケアが必要なお子様とかの受入れに対しては、施設の整備や保育士の加配についての補助もありますので、そういった制度をしっかりと利用していただいて、山陽小野田市内で、配慮や支援が必要なお子様の受入れがしっかりできるような体制は、そういった制度を使いながら整備していくような形になるかと思っております。

山田伸幸委員 山陽小野田市の事業として、看護師を配置したり保健師を派遣したりといろいろやっておられるんですけど、例えば看護師を配置している私立の保育所等があるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 看護師を配置しているかは、すみませんが資料等を持ってきておりませんので把握できておりませんが、先ほど言いましたように、障害児、医療的ケア児も含めて、令和元年度の頃から国が医療的ケア児や障害児も含めての支援体制を強化してきております。

現在、公立保育所も看護師を1名採用しておりますが、そういった子供の受入れがいつ、こういった場合でもできるような体制は整えておりますし、医療的ケア児がいない場合も園児の健康管理であるとか、看護師という専門的な知識を生かして保健だよりを発行するとかといった形で保育士と連携しながら養護に関する業務を担っていただいております。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項1点目は以上とします。職員の皆さんお疲れさまでした。（発言する者あり）ごめんなさい、保留していたものがありますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 すみません。訂正させていただきたいです。先ほど私立保育所を13か所と申したんですけど、12か所でした。失礼いたしました。

山本子育て支援課こども家庭支援センター主査（統括専門員） もう1点訂正します。こども家庭センターの保健師の数を6名と申しましたが、8名と訂正させてください。

尾山福祉部長 すみません、PRをさせてください。先ほど少し例示として特別な配慮が必要な障害児への健診で、国がと話しましたが、昨年度、こども家庭庁の調査研究事業で、特別な配慮が必要な児への健診の調査がされた結果、本市の健診の体制が好事例として事例集に掲載されました。

山田伸幸委員 数字的に非常に高い数値を記録しているということなんですか。

尾山福祉部長 数字ではなくて、例えば配慮が必要な方が来られたときにどういう健診体制の工夫をしているか。そういう方々も来やすい健診体制になっているか。健康増進課が工夫してきた結果、評価されたと捉えております。

大井淳一郎委員長 この委員会でのPRは大いに結構なことですけど、せっかくのことなので、何かに掲載するというか、PRというかシティセールスというかどうかは難しいところあるけれど、こういうように体制がしっかりしているよということを発信する何かをやってほしいんですが、そういう手段みたいなものはありますよね。

尾山福祉部長 PRというほどではないんですが、今までの答弁と重なる部分がありまして、本市の一つの強み、売りは、妊娠期から全数把握を行って、それこそ伴走型支援ということで妊娠の中期後期ぐらいにも全数面談を行い、また出産後も定期的に全数の方に対応していくということだと思っております。その中で、配慮が必要な家庭を把握したら、先ほどの事業以外にも個別対応につなげておりますし、またそういったところで配慮が必要なお子様を把握しているからこそ、先ほど検診好事例と説明させていただきましたが、個別対応にまできちんとつながっているというところは非常に強みだと思っております。また5歳児健診に代わる年中児相談会を保育園と学校との合同で行い、これは今年からは子育て支援課になりますが、就学に向けても全数のお子様、特に配慮が必要な方に対してどのような体制を組んでいけばいいのかもしっかりと連携を組んでやっているところですので、PRをさせていただきました。

大井淳一郎委員長 はい、ありがとうございます。こういったことをポータルサイトに載せて発信していただければと思います。そのほか、皆さん、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項1点目は以上とします。職員の皆様、お時間を頂きましてありがとうございます。どうぞ御退席ください。

（執行部 退室）

大井淳一郎委員長 それでは、付議事項2点目、その他です。今日のやり取り

を聞いて、皆さんで何かありますか。今後の進め方については一呼吸置いて、どうするか決めていきたいと思います。政策提言もありますので、それらを含めて今後どう進めていくかを次の特別委員会では協議していきたいと思います。それでは、以上をもちまして、政策提案特別委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午後 4 時 2 0 分 散会

令和 7 年（2025 年） 6 月 1 8 日

政策提案特別委員長 大 井 淳一郎